

工事請負契約における
設計変更ガイドライン

令和7年1月

名古屋市交通局

目次

1. ガイドラインの目的	1
2. 設計変更の基本事項	1
(1) 設計変更の基本原則	1
(2) 工事指示書について	3
(3) 設計変更を行う場合	4
3. 設計変更が不可能な場合	5
4. 発注者及び受注者のとるべき措置	6
(1) 発注者	6
(2) 受注者	6
5. 設計変更を行うことができる主な事実の具体例	7
6. 「設計図書の照査」の範囲について	10
(1) 「設計図書の照査」の範囲	10
(2) 「設計図書の照査」の範囲を超える具体例	10
7. 設計変更を行う場合の手続き	12
(1) 5. で規定する I ~ V に該当する場合の手続き	12
(2) 5. で規定する VI に該当する場合の手続き	13
(3) 6 (2) で規定する「設計図書の照査」の範囲を超えるものを 指示した場合の手続き	14
8. 指定と任意	15
様式 1~4	16
様式 イ~ロ	20

1. ガイドラインの目的

本市交通局では、市民生活や経済活動の基盤となる公共交通施設の整備及び維持に関する請負工事を毎年数多く実施しています。

これら請負工事を発注するに当たっては、現場の形状、地質、湧水などの自然的条件や近隣に対する騒音、振動、他の公共施設（上下水道、電気、ガス等）及び営業線の運行、利用者への配慮などの制約条件の中で当該工事目的物を完成するため、必要な調査及び工事方法を検討のうえ工事発注を行っていますが、それでもなお、工事の進行にあたり、これら調査結果及び工事方法が実際の現場と一致しない場合や、予期することができない特別な事態が生じるなど、当初設計内容を変更せざるを得ない場合があります。

本ガイドラインは、名古屋市交通局工事請負契約約款（以下「約款」という。）等を踏まえ、契約変更に必要な設計図書の変更（以下「設計変更」という。）を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続きを円滑化することを目的にしています。

事例は、参考例であってこれだけに限定するものではありません。

2. 設計変更の基本事項

（1）設計変更の基本原則

設計変更は、工事の目的を変更しない範囲で、必要があると認める場合に行うことを原則とします。

よって次に掲げる場合には、設計変更の原則を超える内容のため、当初の工事と分離して取り扱うことになるため、設計変更により対応することはできません。

ア 当初契約した施工場所以外の場所で施工を追加する場合

イ 当初の工事目的とは関係のない工事を追加する場合

上記に該当する場合であっても、当初の工事と分離して発注することが、設計変更により対応することに比較して不合理であると認められる場合には、設計変更にて対応することができます。

設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則として、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとし、契約変更後に指示事項に着手するものとします。

ただし、次の例に該当する場合などは、この限りではありません。

ア 約款25条に該当する場合（臨機の措置）

イ 軽微な設計変更を行う場合

ウ 軽微な設計変更以外で次に掲げる事由による設計変更を行う場合

（ア）受注者の責によらないもので、契約変更を待つことができない場合

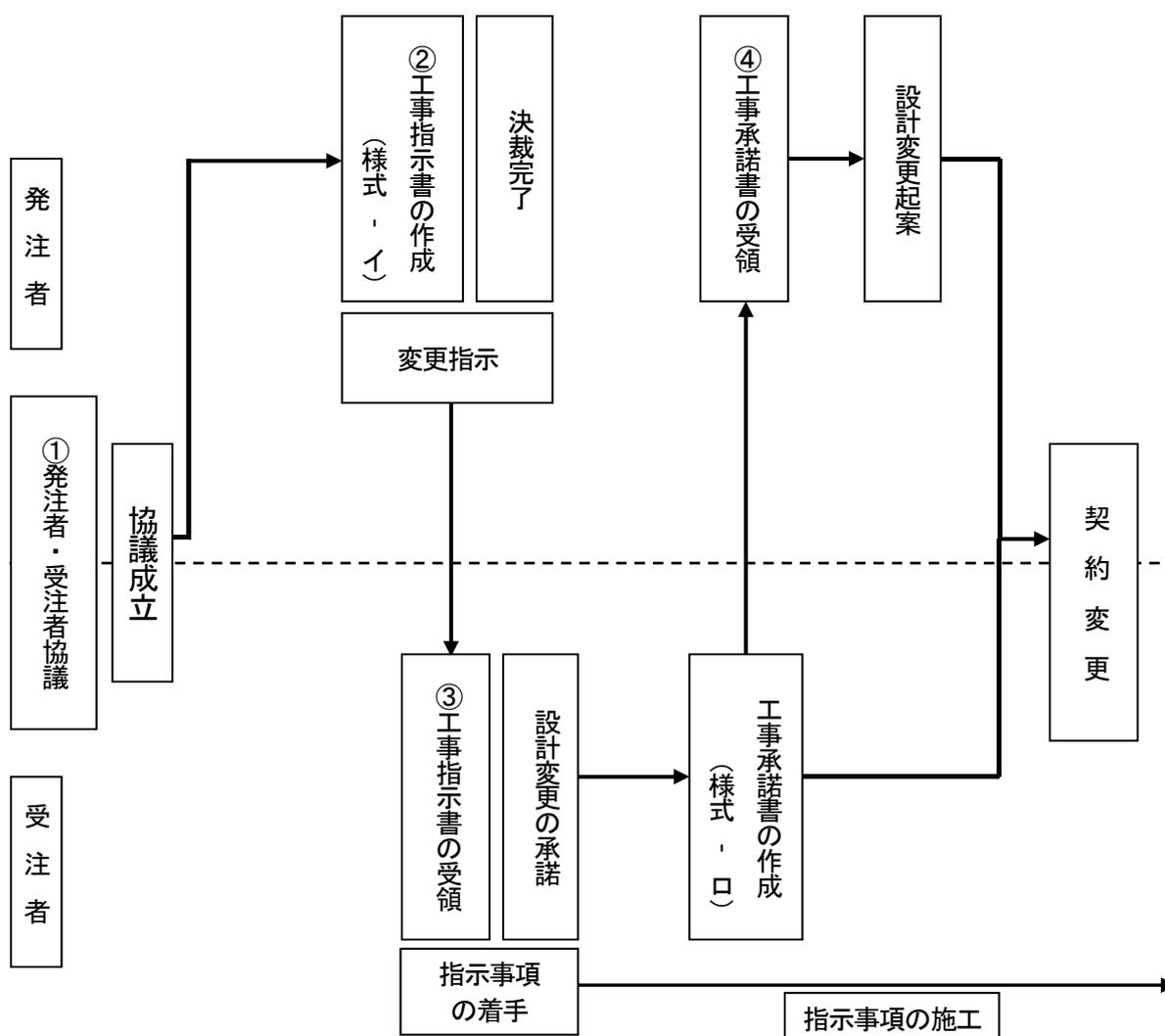
（イ）その他、設計を変更し継続して工事を行うことが合理的な場合

エ 約款第19条に該当する場合（一時中止の場合）

オ 約款第24条に該当する場合（スライド条項）

カ 数量精算の場合

「イ 軽微な設計変更を行う場合」又は「ウ 軽微な設計変更以外で次に掲げる事由による設計変更を行う場合」の事務手続きは、次のフローにより行うものとします。



工事指示書を交付することで指示事項の着手ができますが、契約変更はそれぞれ次の時期に行うものとします。

「イ の場合」 遅くとも工期末又は会計年度毎（2会計年度以上にわたる工事）に行います。

「ウ の場合」 指示事項の着手から遅滞なく行います。

(2) 工事指示書について

発注者が工事の設計変更をしようとするときは、変更を必要とする理由、変更の内容その他必要と認められる事項を記載した様式一による工事指示書を作成し、受注者に通知します。

ア 工事指示書の作成

発注者が工事の設計変更をしようとするときは、変更を必要とする理由、変更の内容その他必要と認められる事項を記載した工事指示書その他必要と認める書類を作成します。

ただし、完成時の設計数量の差異による数量精算を目的とした設計変更にあつては、工事指示書の作成を省略することができます。

イ 受注者への指示

受注者への変更指示は、工事指示書を交付することによって行います。工事指示書は、必要に応じて図面等を添付するなどして、指示内容を明確にします。工事指示書は様式一を用いることとし、原則として、設計変更見込金額を記載します。

ウ 軽微なものの契約変更手続きを一括して行う場合の取扱

(ア) 一括して契約変更手続きを行った工事について契約変更の手続きが終了するまでの間においては、当該変更部分を部分払の対象としません。

(イ) 指示書による既済認定部分の保留期間が長期にわたるため、部分払に当たり受注者に著しく不利と認められるときは、当該部分の契約変更の手続きを行います。

エ 工事指示書の承諾

受注者の承諾を取り、様式一に係る工事承諾書を受領します。

(3) 設計変更を行う場合

ア 設計変更については、約款において次の場合に行うものと規定しています。

表1 設計変更を行う主な事実とその根拠条文

設計変更を行う主な事実	根拠規定
1. 設計書、図面、仕様書及び質問回答書が一致しない場合。 <div style="text-align: right;">I</div>	約款第17条第1項第1号
2. 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。 <div style="text-align: right;">II</div>	約款第17条第1項第2号
3. 設計図書の表示が明確でない場合。 <div style="text-align: right;">III</div>	約款第17条第1項第3号
4. 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。 <div style="text-align: right;">IV</div>	約款第17条第1項第4号
5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。 <div style="text-align: right;">V</div>	約款第17条第1項第5号
6. 発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合。 <div style="text-align: right;">VI</div>	約款第18条
7. 設計変更に係る受注者の提案を受けた場合。 <div style="text-align: right;">VII</div>	
8. 工事用地が確保できないこと等のため、又は天災等により受注者が工事を施工できないと客観的に認められ、工事の全部又は一部の施工を一時中止したもので、これが受注者の責めに帰すことのできないと認められた場合。 <div style="text-align: right;">VIII</div>	約款第19条

表1における場合のほか、約款では第7条、第14条、第16条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第29条及び第39条で契約変更する場面があることを規定しています。

表1に該当する場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を逸脱している場合には、設計変更により対応することはできません。

契約変更の規定

約款 条数	内容
第 7 条	特許権等の使用
第 14 条	支給材料及び貸与品
第 16 条	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
第 20 条	受注者の請求による工期の延長
第 21 条	発注者の請求による工期の短縮等
第 22 条	工期の変更方法等
第 23 条	請負代金額の変更方法等
第 24 条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
第 25 条	臨機の措置
第 29 条	不可抗力による損害
第 39 条	前払金等の不払に対する工事中止

イ 発注者が、受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を受注者に実施させた場合は、それらに要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとし、設計変更で対応するものとします。

3. 設計変更が不可能な場合

表 2 に示すような場合は、原則として設計変更で対応することはできません。

なお、災害防止等急を要する場合はこの限りではない。【約款第 25 条(臨機の措置)】

表 2 設計変更が不可能な場合

設計変更が不可能なケース	
①	設計図書に条件明示のない事項において、約款第 17 条第 1 項～第 4 項に規定する手続きを行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
②	発注者に約款第 17 条第 1 項に基づく通知を行っているが、約款第 17 条第 3 項に基づく発注者からの調査結果の通知前に施工を実施した場合。
③	請負者が自らの都合により、発注者の仕様を上回る場合。
④	約款(第 17 条～第 23 条)に定められた所定の手続きを経していない場合。
⑤	正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合。

4. 発注者及び受注者のとるべき措置

(1) 発注者

発注者は、受注者が工事目的物を適切に施工できるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、設計図書の訂正または変更の必要が認められた場合には、受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

そのため、発注者は次の事項にかかる措置をとる必要があります。

ア 設計変更を行う必要が認められた場合には、必要な指示、協議等を書面で行う。

(約款第1条第6項)

イ 受注者から設計図書について確認の請求があった場合には、受注者の立会の上、調査を行う。

(約款第17条第2項)

ウ 設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上、決定する。

(約款第22条、第23条)

(2) 受注者

受注者は、工事目的物を設計図書の定めるところにより、適切に施工する義務があり、工事の施工にあたっては、発注者の意図、設計図書、現場条件などを十分確認する必要があります。

そのため、受注者は次の事項にかかる措置をとらねばなりません。

ア 約款第17条第1項に規定する受注者が行うべき設計図書の照査の結果、設計図書に関して疑義が生じた場合には、受注者の勝手な判断により施工を続けるのではなく、速やかに発注者に事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を請求しなければならない。

イ 設計図書の訂正又は変更が必要な場合には、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する。

ウ 設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合には、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い、独自の判断で施工しない。

5. 設計変更を行うことができる主な事実の具体例

I

設計照査時

設計書、図面、仕様書及び質問回答書の優先順位が定められておらず、その内容が一致しない場合

- (1) 設計書と図面の仕様（舗装厚、管径、規格等）が一致しない。
- (2) 設計書と図面の数量（管布設延長、舗装面積、機器数、材料等）が一致しない。
- (3) 設計書と仕様書の仕様（舗装厚、管径、規格等）が一致しない。

II

設計照査時

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

- (1) 設計図書に誤謬がある場合
 - ア 同一部分の舗装構成が図面によって異なる。
 - イ 設計図書で示されている工法（指定仮設）が、条件明示されている土質条件では施工できない。
 - ウ 同一箇所の部材構成が詳細図と標準図で異なる。
 - エ 現場の条件により使用できない材料が指定してあった。
- (2) 設計図書に脱漏がある場合
 - ア 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない。
 - イ 条件明示する必要があるにもかかわらず、使用する工事材料の仕様等が明示されていない。
 - ウ 建築限界を基準に施工しなければならないのに、建築限界が明示されていない。
 - エ 占用条件があるにもかかわらず、それら条件が明示されていない。
 - オ 特定の材料又は工法を選択しなければならないのにその条件が明示されていない。
 - カ 防火や堅穴等区画を形成しなければならないのにそれら条件が明示されていない。（法的規制の未記載）

III

設計照査時

設計図書の表示が明確でない場合

- (1) 設計条件を指定する必要がある場合で、土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確になっている。
- (2) 指定仮設として水替工実施の明示はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- (3) 指定仮設及び工事目的物に使用する工事材料の規格（種類、強度等）の明示がない。
- (4) 配管を設けるとの記載があるが、具体的な仕様の明示がなく、数十メートル先からの配管が必要となる場合。
- (5) 「必要なもの一式」等の抽象的な記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、想定外の過度の納入が必要となる場合。

- (6) 有効開口寸法等で基準となる位置が明確でない。
- (7) 寸法を明示する際、基準点が特定できない。
- (8) 隠蔽部分の構造が記載されていない。
- (9) 材料の規格、仕様が明示されていない。

IV

設計照査時及び工事着手後

設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

- (1) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- (2) 設計図書に明示された地下水位が現地と一致しない。
- (3) 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- (4) 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。
- (5) 設計図書に明示された舗装種類が現地と一致しない。
- (6) 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と比較して、工事現場で試験による改良後の強度のほうが大幅に不足する場合あるいは、大幅に上回る場合など想定と一致しない。
- (7) 設計図書に明示された施工方法が現地条件と一致せず、別の工事仮設備が必要となる場合。
- (8) 設計図書に使用可能と明示された既存設備が実際には使用できず、新たに代替設備が必要となる場合。
- (9) 設計図書に再利用と明示された部品が実際には老朽化のため使用できず、新たに製作する場合。
- (10) 設計図書に明示された構造が現地の構造と一致しない。
- (11) 設計図書に明示された建物の内空が現地と一致しない。
- (12) 設計図書に搬出入経路として指定された箇所の幅員や高さが、明示された寸法と現地不一致なため、使用できなかった。
- (13) 設計図書に明示されていないアスベスト含有建材が発見され、撤去が必要となった。

V

工事着手後

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することができない特別な状態が生じたことにより、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、当初の設計図書どおりに施工することが困難又は、不相当となる下記及び下記に類する事例

- (1) 埋蔵文化財が発見され、その調査が必要となった。
- (2) 現地の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。
- (3) 予期せぬ交通規制を受け、工事を進められなくなった。

- (4) 異常出水により止水が必要となった。
- (5) 設計図書に明示されていない残置物があり、撤去が必要となった。
- (6) 予期せぬ漏水により、内装工事の一部を進められなくなった。

VI

工事着手前及び工事着手後

発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合

- (1) 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- (2) 地元調整の結果、施工条件として定めた施工時間、施工日を変更する。
- (3) 警察、鉄道、河川等の管理者・消防署等の協議により施工内容の変更、工事の追加をする。
- (4) 同時に施工する必要のある工事が判明し、その工事を追加する。
- (5) 関連する他の工事の影響により施工内容を変更する。
- (6) その他発注者側の必要により設計図書を変更する。
- (7) 営業の条件等により施工時間を大きく制約され、工期の変更を余儀なくされた。
- (8) 関連する他の工事の影響により工期を延長する。
- (9) 関係法令の改正により施工内容を変更する。

VII

工事着手後

設計変更に係る受注者の提案を受けた場合

※入札公告等において契約後VEの対象とした工事

6. 「設計図書の照査」の範囲について

(1) 「設計図書の照査」の範囲

受注者が行なう照査の範囲は、約款第17条第1項第1号から第5号に該当する事項で、施工前及び施工途中において、受注者の負担により照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。また、現地の事実が確認できない場合には更なる追加資料を要求できるものとしません。

受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合には、従わなければなりません。

注) 現地事実の確認のために監督員が要求できる追加資料には、設計図書に記載のない新たな事象についての設計や構造計算を伴うものは、含まれません。

受注者の資料に対して更なる設計や構造計算等の検討は、発注者の責務において実施するものとします。

(2) 「設計図書の照査」の範囲を超える具体例

▽新たな図面の作成が必要なもの

ア 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しに伴う横断図の再作成が必要となるもの。

イ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

ウ 現地調査等の結果、設計図書に依らない新たに図面を作成する必要があるもの。又は、再設計が必要となるもの。

(例：機器の大幅な配置変更、配管・配線ルート等の大幅な計画の変更等を伴い新たな図面が必要となるもの。)

エ 現地調査の結果、既存の埋設物（ケーブル、配管等）等の位置や内容の見直しの必要が生じた場合。

オ 現地調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。

▽構造計算等が伴うもの

ア 既設建造物の新たな開口部設置等に伴う構造計算。(ただし、請負者の都合、責がある場合を除く。)

イ 仕様書に明示されていない現場施工条件の検討。

(例：重建設機械等の支持力に係る地質調査を含む軟弱地盤の対策の検討が必要となるもの。)

ウ 建築物の位置、形状等が変更になり、構造の再計算が必要となるもの。

- エ 構造物の載荷高さの変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- オ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- カ 構造物の構造計算書の計算結果が図面と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- キ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ク 土留め等（指定仮設）の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

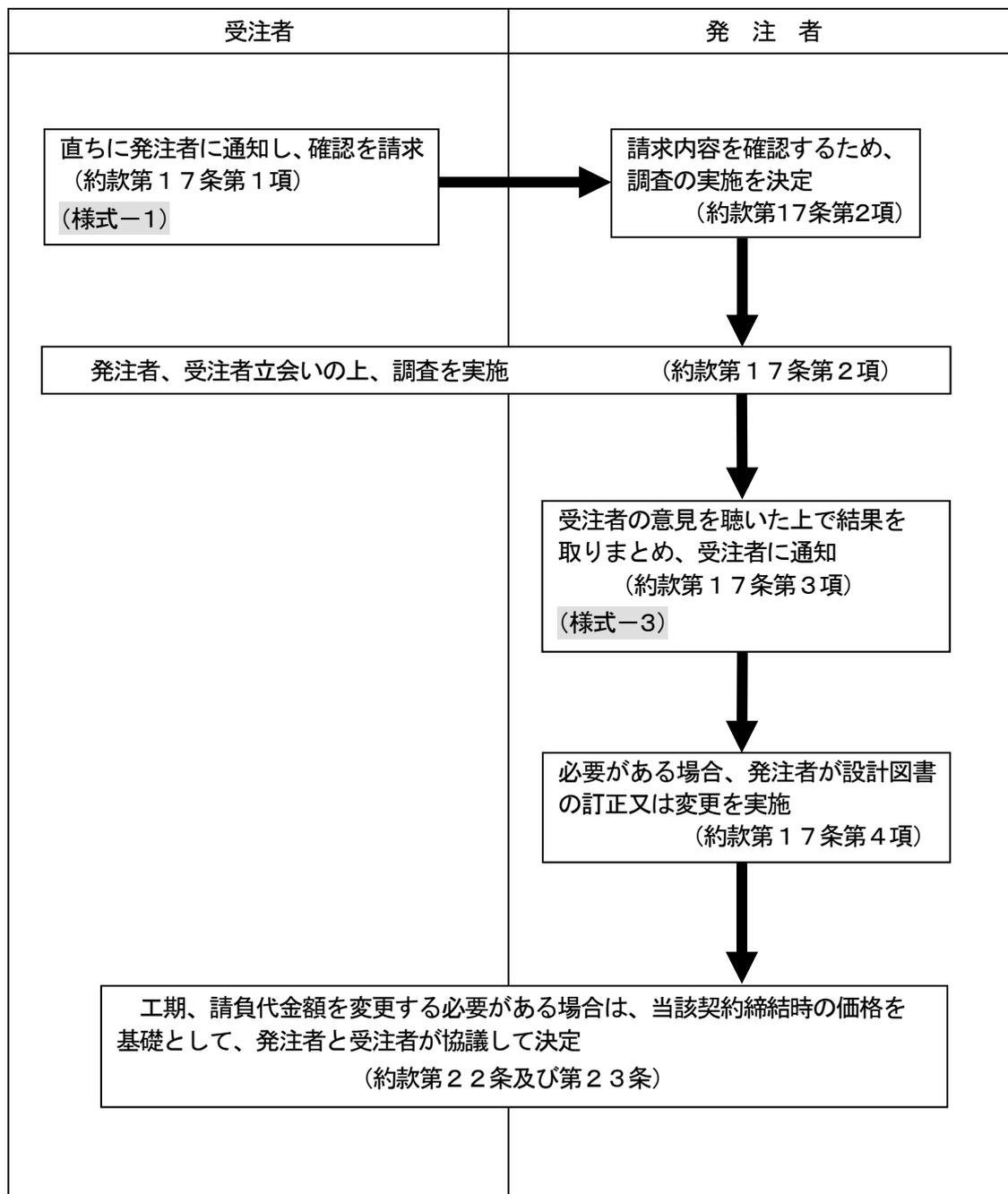
▽設計根拠の検討まで必要なもの

- ア 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- イ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ウ 設計条件に示された構造物の寸法、形状等の検討。
- エ 構造物の応力計算書の計算入力条件（現地条件及び施工条件など設計条件の照査は設計図書の照査に含む。）の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- オ 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。（現地条件及び施工条件など設計条件の照査は設計図書の照査に含む。）

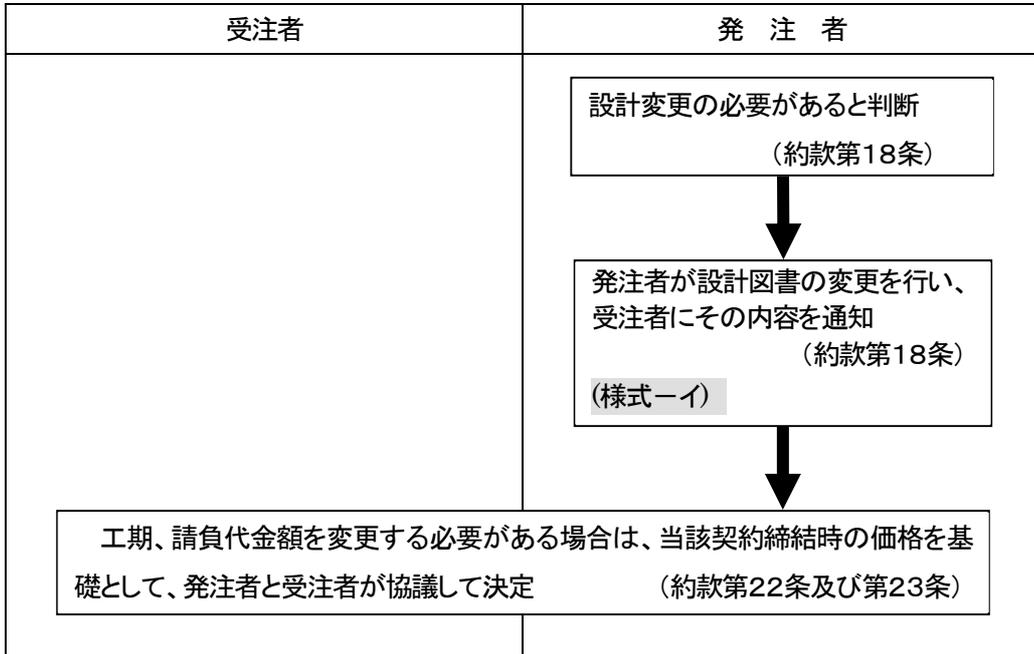
（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとなります。

7. 設計変更を行う場合の手続き

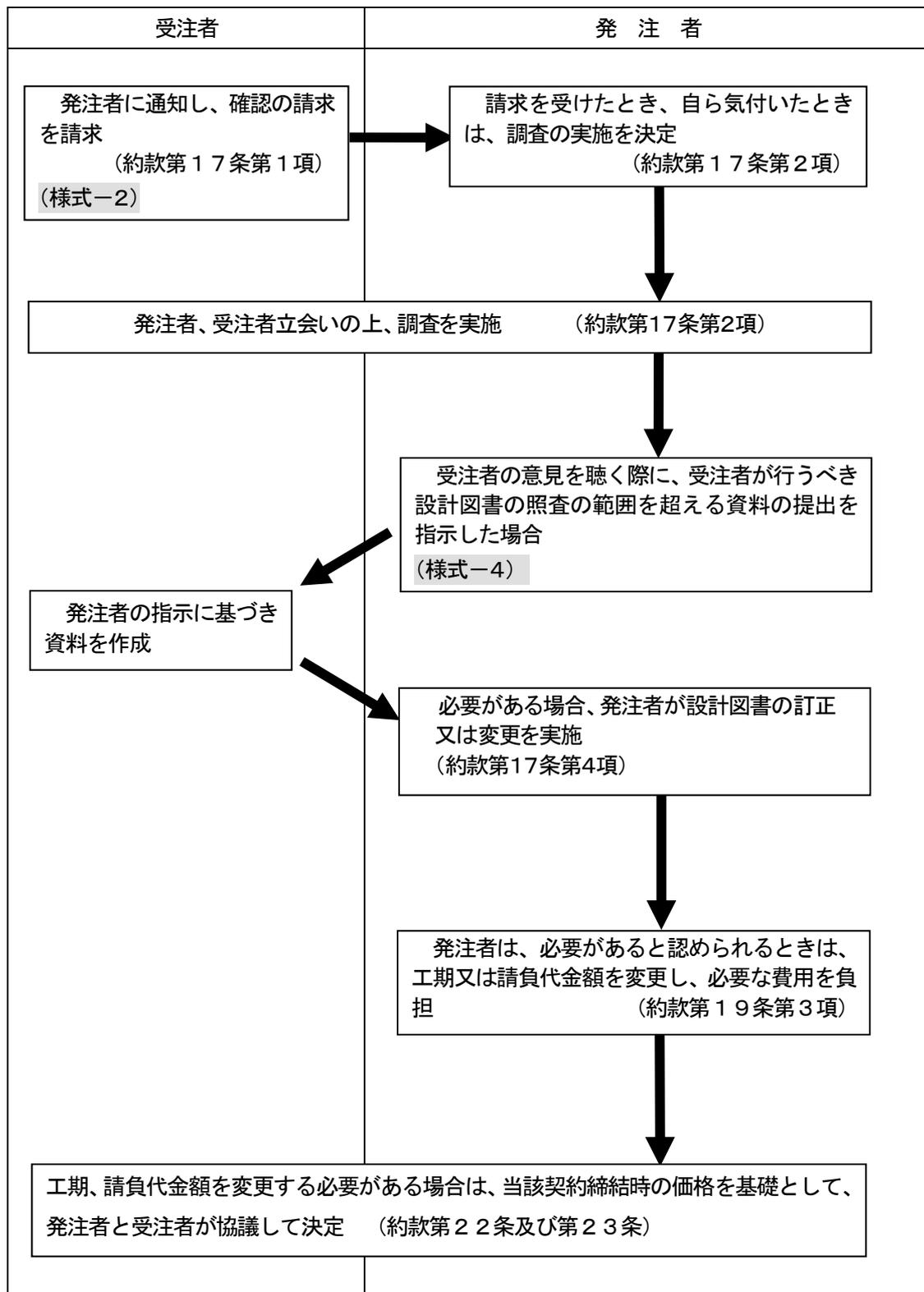
(1) 5. で規定するⅠ ～ Ⅴに該当する場合の手続き



(2) 5. で規定する Ⅳ に該当する場合の手続き



(3) 6(2)で規定する「設計図書の照査」の範囲を超えるものを指示した場合の手続き



8. 指定と任意

(1) 「自主施工の原則」(約款第1条第4項)

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、原則として、受注者が定めることとなっています。

また、設計図書に特別の定めがある場合は、発注者が定めた方法によらなければならないとされています。

(2) 「指定」とは

「指定」とは、工事目的物を完成させるにあたり、発注者が条件として設計図書に明示したもので、明示された内容のとおり施工を行わなければならないものをいいます。

「指定」した内容については、原則として、発注者が内容に責任を負うこととなります。

(3) 「任意」とは

「任意」とは、工事目的物を完成させるにあたり、「自主施工の原則」に従って、その仮設・施工方法等について、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものをいいます。

指定と任意の考え方を表4に示します。

表4 指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書への位置付け	工事材料、数量及び施工方法等について、設計図書で具体的に指定します。 契約条件として位置付けられます。	工事材料、数量及び施工方法等について具体的に指定しません。 契約条件ではないが、参考図として標準的な仮設工法等を示すことがあります。※
工事材料及び施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要です。	受注者の任意で行います。 ただし、工事計画書等の修正、提出は必要です。
工事材料及び施工方法等の変更がある場合の設計変更の対応	設計変更で対応します。	設計変更の対象になりません。
設計図書に明示した施工条件と実際の現場条件が一致しない場合に対応する設計変更	設計変更で対応します。	設計変更で対応します。

※任意の仮設・施工方法等で、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は、協議の対象となる場合がある。

様式-1

年 月 日

(あて先)名古屋市交通局長

受注者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

設計図書の確認請求について(通知)

次の工事について名古屋市交通局工事請負契約約款第17条第1項の規定により下記に該当する事実を発見しましたので、通知します。

工事件名

記

- 1 発見した事実 <※事実を簡潔かつ具体的に記述する。別添資料のとおりと記載しても可。>
- 2 説明資料等 別添資料のとおり。
<※事実を明確にできる資料を作成。必要に応じ図面、現場写真等を添付。>

様式-2

年 月 日

(あて先)名古屋市交通局長

受注者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

設計図書の照査範囲を超えるものの確認請求について(通知)

次の工事について名古屋市交通局工事請負契約約款第17条第1項の規定により下記に該当する事実を発見しましたので、通知します。

工事件名

記

- 1 発見した事実 <※事実を簡潔かつ具体的に記述する。別添資料のとおりと記載しても可。>
- 2 説明資料等 別添資料のとおり。
<※事実を明確にできる資料を作成。必要に応じ図面、現場写真等を添付。>

受注者（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名） 様

名古屋市交通局長

設計図書の確認請求について(回答)

年 月 日付けであった設計図書の確認請求について名古屋市交通局工事請負契約約款第 17 条第 3 項の規定により下記のとおり、調査結果を通知します。

工事件名

記

1 調査結果 設計図書の確認請求について必要を(認めます・認められません)
<※どちらかを選択の上、作成すること。>

2 設計図書の訂正
発注者にて、設計図書を訂正し別途指示します。
現設計図書のとおりとします。
<※どちらかを選択の上、作成すること。>

<※注 設計図書を訂正する場合には、工事指示書(様式-イ)を作成すること。>

<※注 約款第17条に基づき立会記録・協議書を添付すること。>

受注者（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名） 様

名古屋市交通局長

設計図書の照査範囲を超えるものの確認請求について(回答)

年 月 日付けであった設計図書の照査範囲を超えるものの確認請求について名古屋市交通局工事請負契約約款第 17 条第 3 項の規定により下記のとおり、調査結果を通知します。

工事件名

記

- 1 調査結果 確認請求のあった件につき、
設計図書の照査範囲を超えるものと(認めます・認められません)
<※どちらかを選択の上、作成すること。>
- 2 資料の作成 確認請求のあった件につき、工事指示書のとおり資料を作成し、監督員に提出してください。

確認請求のあった件につき、設計図書の訂正は、交通局において実施し別途指示します。

確認請求のあった件につき、設計図書の照査範囲でありますので、資料作成の上監督員に提出してください。

<※どれかを選択の上、作成すること。>

<※注 設計図書の照査範囲を超えるもの場合には、工事指示書(様式-イ)を作成すること。>

様式一イ

00 交 ○ 第000号
年 月 日

受注者（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名）様

名古屋市交通局長

工 事 指 示 書

工事件名

記

1 指示内容

〇〇〇〇部に〇〇〇工を追加する。

〇〇〇〇部の〇〇〇工を削除追加する。 (記載例)

〇〇〇〇部の〇〇〇工を〇〇工に変更する。

2 理由

〇〇と〇〇について協議した結果、〇〇を〇〇に〇〇するため。 (記載例)

3 添付書類

図面 〇〇葉・冊

数量表 〇〇葉・冊

仕様書 〇〇葉・冊

(記載例)

4 請負代金額(見込) 協議事項

概算金額〇万円を増額(減額)する。

なお、金額は(受注者提示の)参考額で正式な請負代金額は協議の上決定する。

<※記載すること。>

5 工期(見込) 協議事項

〇年〇月〇日

なお、正式な工期の変更は協議の上決定する。 <※記載すること。>

様式一口

年 月 日

(あて先)名古屋市交通局長

受注者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

工 事 承 諾 書

工事件名

年 月 付00交〇第000号 について承諾します。